次世代・女性活躍支援課企業表彰実施要綱

(目的)

第1条 女性活躍の推進とともに、従業員の仕事と家庭・子育ての両立に向けた職場づくりや、結婚を希望する独身者への出会い・結婚支援に関する取組などが顕著な企業を知事が表彰し、広く周知することにより、企業の自主的な取組の促進を図るとともに、誰もが活躍できる社会づくりや社会全体で次世代を支える環境づくりを一層推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「企業」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号で規定する会社
 - (2) 社会福祉法人、医療法人、一般(公益)社団・財団法人、中小企業等協同組合、特定非営利活動法人その他の法人格を有する団体
 - (3) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者に該当する個人

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象は、県内に本店若しくは主たる事務所を置く企業又は県内に支店、従たる事務所若しくは営業所を置く企業とする。ただし、県内に支店、従たる事務所又は営業所を置く企業にあっては、第7条第2項各号に掲げる者からの推薦があった場合に限る。

(表彰の名称等)

第4条 この要綱に基づき行う表彰の名称、表彰要件及び表彰数は、次のとおりとする。

表彰の名称	表彰要件	表彰数
	に働きやすい職場づくりの取組が 顕著であり、かつ、女性の職業生活における活躍の推進に関する。 律(平成27年法律第64号。以 下「女性活躍推進法」という。)	① 常時使用する従業 員数が301人以上の 企業 2 社程度
		5 社程度
(2) 秋田県子ども・子育 て支援知事表彰 (秋田県子ども・子 育て支援条例(平成1 8年秋田県条例第72 号)第20条の規定に 基づく表彰)	組が顕著であり、かつ、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」	5 社程度
(3) あきたの出会い・結 婚応援企業表彰	結婚と結婚と 活動を を結婚り、 を結婚り、 を結婚り、 をおり、 をおり、 の一ターと の一の会 の一の会 の一の会 の一の会 の一の会 の一の会 の一の会 の一の会 の一の会 の一の会 の一の会 の一の。 の一の会 の一の。 の一。 の一	5 社程度

(被表彰企業の募集)

- 第5条 被表彰企業は、応募又は推薦により募集するものとする。
- 2 募集は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」への掲載等により行うものとする。

(被表彰企業の応募)

- 第6条 応募は、応募調書(様式第1号から第3号まで)の提出により行うものとする。
- 2 応募しようとする企業は、同一年度に第4条の表(1)から(3)までに掲げる表彰に重複して応募することができない。

(被表彰企業の推薦)

- 第7条 推薦は、推薦調書(様式第4号から第6号まで)の提出により行うものとする。
- 2 推薦を行うことができる者(以下「推薦者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 県内市町村の長
 - (2) あきた女性の活躍推進会議の会員
 - (3) 秋田県男女共同参画センターの指定管理者の長
 - (4) あきた結婚支援センター長
 - (5) あきた**F**・**F**推進員
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者
- 3 推薦者は、同一年度に同一企業を、第4条の表(1)から(3)までに掲げる表彰に重複して 推薦することができない。
- 4 推薦者が提出した応募・推薦調書に掲げる企業から応募があったときは、当該調書による推薦は、次条の規定による選考の対象としない。

(被表彰企業の選考)

- 第8条 被表彰企業の選考は、第6条第1項及び第7条第1項の規定により提出された調 書に掲げる企業を対象に行うものとする。
- 2 前項の規定による選考に関する基準は、別表のとおりとし、同表中の基準日は、毎年6月1日とする。
- 3 被表彰企業の候補者を選考するため、選考委員会を設置するものとし、その運営に関し必要な事項は、別に定める。

(表彰の制限)

- 第9条 第4条に掲げる各表彰は、同一企業において各1回に限り、それぞれの表彰を受賞することができる。
- 2 同一年度にあっては、第4条に掲げる各表彰のいずれか1つの表彰に限り受賞することができる。

(表彰の方法)

第10条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行うものとする。

(広報)

第11条 被表彰企業の名称及び取組の実績等については、ホームページへの掲載などにより、広く県民に周知するものとする。

(所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課において行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 目

この要綱は、令和4年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。

次世代 • 女性活躍支援課企業表彰選考基準

(1) 秋田県女性の活躍推進企業表彰

選 考 基 準

【一般事業主行動計画に関すること】

1 基準日から起算して、過去3年間継続して女性活躍推進法に基づく一般事業 主行動計画(以下この表において「行動計画」という。)に掲げる取組を実施し ているとともに、基準日が行動計画の計画期間に含まれるものであること。

【過去3年間の取組に係る成果に関すること】

- 2 行動計画に定めた目標について、定量的な数値目標の達成又はその数値の改善が見られるなど、取組の成果が顕著であること。
- 3 次のア及びイをいずれも満たし、その成果が優れたものであること。
 - ア 女性の能力の活用に関する取組について、次の(i)から(vi)に関連するいずれか1項目以上の取組を実施していること。
 - (i) 女性の管理職(係長相当職以上※1)への登用
 - (ii) 女性の非正社員から正社員への転換
 - (iii) 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分 *2 間の転換((i) に掲げるものを除く。)
 - (iv) 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用
 - (v) おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用
 - (vi) その他女性の能力の活用について上記に類する取組

イ 男女がともに働きやすい職場づくりに関する取組を実施していること。

4 県内に支店、従たる事務所又は営業所を置く企業にあっては、取組の独自性や 特筆すべき成果等を有すること。

【情報開示に関すること】

5 女性の活躍推進に関する方針や目標、取組の現状などを開示していること。

【今後の取組に関すること】

6 今後、女性の活躍推進に関する取組が一層推進していくことが期待できるも のであること。

【その他】

- 7 過去3年間に関係法令に係る重大な違反がないこと。
 - なお、関係法令に係る重大な違反とは、以下の法令違反等を指す。
 - ア 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、女性活躍推 進法で勧告
 - イ 労働基準法、労働安全衛生法等に違反して送検公表
 - ウ 長時間労働等に関する重大な労働関係法令に違反し、是正意思なし
 - エ 労働関係法令の同一条項に複数回違反
 - オ 違法な長時間労働を繰り返し行う企業経営トップに対する秋田県労働局長による指導に基づき企業名の公表
 - カ 障害者雇用促進法に基づく勧告に従わず公表
 - キ 高年齢者雇用安定法に基づく勧告に従わず公表
 - ク 労働者派遣法に基づく勧告に従わず公表
 - ケ 労働保険料を直近2年度について滞納 等

※1:係長相当職以上…総務、人事、営業、製造、技術、検査等において係員等を指揮、 監督する仕事に従事する者

※2:雇用管理区分 …職種、資格、雇用形態、就業形態等の労働者の区分であって、 当該区分に属している労働者について他の区分に属している労働 者と異なる雇用管理を行うことを予定して設定しているもの

例:総合職、一般職、契約社員、パートタイム労働者 等 (注)「過去3年間継続して」とは、下図のように、行動計画を2期以上に渡って策定し、

継続して行動計画に基づく取組を実施している場合を含む(2)秋田県子ども・子育て支援知事表彰において同じ。)。



(2) 秋田県子ども・子育て支援知事表彰

選 考 基 準

【一般事業主行動計画に関すること】

1 基準日から起算して、過去3年間継続して次世代法に基づく一般事業主行動計画(以下この表において「行動計画」という。)に掲げる取組を実施しているとともに、基準日が行動計画の計画期間に含まれるものであること。

【過去3年間の取組に係る成果に関すること】

- 2 行動計画に定めた目標について、新たな制度の導入や措置の実施、定量的な 数値目標の達成又はその数値の改善が見られるなど、取組の成果が顕著である こと。
- 3 次のアからエに掲げるものを 2 項目以上満たし、その成果が優れたものである こと。
 - ア 3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休 業の制度又は勤務時間の短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
 - イ 男性の育児休業の実績があること。
 - ウ 女性の育児休業取得率が75%以上であること。
 - エ 次の(i)~(iii)のいずれかを実施していること。
 - (i)所定外労働の削減のための措置
 - (ii)年次有給休暇の取得の促進のための措置
- (iii) その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置 4 県内に支店、従たる事務所又は営業所を置く企業にあっては、取組の独自性や
- 4 県内に支店、従たる事務所又は営業所を置く企業にあっては、取組の独自性や特筆すべき成果等を有すること。

【情報開示に関すること】

5 仕事と育児・家庭の両立支援等に関する方針や目標、取組の現状などを開示していること。

【今後の取組に関すること】

6 今後、仕事と育児・家庭の両立支援等に関する取組が一層推進していくこと が期待できるものであること。

【その他】

- 7 過去3年間に関係法令に係る重大な違反がないこと。
 - なお、関係法令に係る重大な違反とは、以下の法令違反等を指す。
 - ア 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、女性活躍推 進法で勧告
 - イ 労働基準法、労働安全衛生法等に違反して送検公表
 - ウ 長時間労働等に関する重大な労働関係法令に違反し、是正意思なし
 - エ 労働関係法令の同一条項に複数回違反
 - オ 違法な長時間労働を繰り返し行う企業経営トップに対する秋田県労働局長に よる指導に基づき企業名の公表
 - カ 障害者雇用促進法に基づく勧告に従わず公表
 - キ 高年齢者雇用安定法に基づく勧告に従わず公表
 - ク 労働者派遣法に基づく勧告に従わず公表
 - ケ 労働保険料を直近2年度について滞納 等

(3) あきたの出会い・結婚応援企業表彰

選 考 基 準

- 1 一般社団法人あきた結婚支援センター(以下「センター」という。)の「会員団体^{※1}」又は「すこやかあきた出会い応援隊^{※2}」として基準日に登録される企業であること。
- 2 過去3年間継続して次に掲げる取組を2つ以上実施し、基準日現在でその成果が顕著であること。
 - ア 独身従業員の出会いの機会の創出を目的に、自社又は他企業等と交流会その 他の行事の開催を毎年複数回行っていること。
 - イ 結婚を希望する従業員が、その希望をかなえるために行う活動等に要した費 用に対し、助成する制度を設け、かつ、支給実績があること。
 - ウ 従業員が結婚した場合に、結婚祝い金等を給付する制度を設け、かつ、支給 実績があること。
 - エ 独身者を対象とした出会いイベントの開催を毎年複数回行っていること。
 - オ センターに関する情報をはじめとして、県内における出会いイベント・結婚 支援等の情報を独身者に広く周知していること。
 - カ 独身者の出会いや結婚の支援に関し、アからオに掲げる取組以外の独自の取 組を実施していること。
- 3 県内に支店、従たる事務所又は営業所を置く企業にあっては、取組の独自性や 特筆すべき成果等を有すること。
- 4 今後、結婚を希望する独身者に対する出会いと結婚の支援に関する取組が一層 推進されることが期待できるものであること。
- 5 過去3年間に関係法令に係る重大な違反がないこと。 なお、関係法令に係る重大な違反とは、以下の法令違反等を指す。
 - ア 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、女性活躍推 進法で勧告
 - イ 労働基準法、労働安全衛生法等に違反して送検公表
 - ウ 長時間労働等に関する重大な労働関係法令に違反し、是正意思なし
 - エ 労働関係法令の同一条項に複数回違反
 - オ 違法な長時間労働を繰り返し行う企業経営トップに対する秋田県労働局長に よる指導に基づき企業名の公表
 - カ 障害者雇用促進法に基づく勧告に従わず公表
 - キ 高年齢者雇用安定法に基づく勧告に従わず公表
 - ク 労働者派遣法に基づく勧告に従わず公表
 - ケ 労働保険料を直近2年度について滞納 等
- ※1:会員団体 …独身従業員の出会いや結婚を応援するためセンター に登録している企業等
- ※2: すこやかあきた出会い応援隊 …結婚を希望する独身者に対し、出会いの機会を創出するためセンターに登録し、出会いイベントや婚活スキル向上セミナー等を開催する企業等